

地域おこし協力隊（協働の地域づくり推進）の募集について
～塩づくりで地域活性化編～

羽咋市は能登半島の付け根に位置し、北は中能登町と志賀町、東は富山県氷見市、南は宝達志水町に隣接し、海岸線は能登半島国定公園に含まれています。
県庁所在地の金沢市からは約40 k mの距離にあり、北西は眉丈山系、南東は宝達・石動山系に囲まれた邑知地溝帯の西端に位置し、東西約11.04 k m、南北約10.82 k mで81.85 k m²のコンパクトなまちです。

車で走ることができる唯一の海岸線（千里浜なぎさドライブウェイ）を有するほか、市内には国の重要文化財に指定された建造物が多く遺されています。

また、平成24年6月に世界農業遺産（G I A H S）の認定を受けたほか、令和4年3月には“つなぐ棚田遺産”にも認定されるなど、能登の里山里海に残る自然や文化・伝承を後世につなげていくため、地域を上げた取組を行っています。

1 募集の概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響で能登全体の人口が流出し、過疎化が加速することが懸念されています。人口減少を緩やかにするためには、より魅力あるまちづくりをし、人の呼び込みを強化していく必要があります。そのためには、地域資源を活用した今までにない新たな産業をつくり雇用を創出することが重要と考えております。

そこで、本市に所在する事業所とともに、地域資源を活用したサステナブル（持続可能）な産業として、豊富な海水資源を利用した天日塩づくりを行い羽咋の魅力の1つとして製造、新商品の開発、6次産業化を目指し地域活性化に貢献する人材を募集します。

任期終了後には、受け入れ先の事業所において就業するほか、独立し、塩をはじめとする羽咋市の地域資源を生かした商品開発・製造・販売の仕事に従事することを目標にしていきたいと考えています。

2 地域おこし協力隊と一緒に進めていきたい活動内容

- （1）石川県初となる天日塩づくりの習得
- （2）天日塩の製造
- （3）天日塩を利用した商品開発
- （4）天日塩を利用した魅力発信
- （5）上記によらず、活動の中からみつける自立に向けた活動

3 派遣先 ソレイユ 代表 松永幸則

所在 羽咋市東川原町へ85番地7

4 募集人数 1名

5 募集対象

- (1) 現在3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）に在住し、採用後羽咋市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
※詳しくは、下記12に記載してある担当窓口まで御連絡ください。
- (2) 令和7年5月1日時点で、年齢が概ね22歳以上40歳未満の方
- (3) 地域おこし協力隊の活動に意欲があり、地域との親交を深める熱意のある方
- (4) 普通自動車免許を有する方
- (5) パソコンの一般的な操作ができる方
- (6) 地域資源の発掘及び活用による地域振興活動に興味がある方
- (7) 活動終了後羽咋市に定住する意思を持っている方
- (8) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (9) 体験研修（1か月程度）に参加できる方

6 雇用形態・期間

地域おこし協力隊員として羽咋市長が委嘱します（市との雇用関係はありません）。

委嘱日から1年（年度単位で更新し、最長で3年間）

※主となる活動に付随する業務を副業とし、その収入を得ても構いません。

7 勤務時間

- (1) 週35時間
月に20日程度の活動を行い、報告書の作成をしてください。
- (2) 雇用関係がないことから、休日の活動についての超勤勤務、振替休日などはありません。

8 報酬

- (1) 月額260,000円
※時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等はありません。
- (2) 報酬は当月分について翌月21日を目途に支払います。
※委嘱の開始が月の途中となった場合は、月額を委嘱日数で割り返した報酬を支払います。

9 待遇・福利厚生

- (1) 任用期間中の住居に係る費用については、市と地域おこし協力隊員双方の協議により決定した基準に基づき支給します。
- (2) 活動に使用する車両については、個人で所有・管理する車両を使用することとします。
- (3) 上記車両に係る使用料（借り上げ料）及び燃料費は、市と地域おこし協力隊員双方の協議により決定した基準に基づき支給します。
- (4) その他、市から予算の範囲内で活動に要する経費を支給します。
- (5) 社会保険料等は、本人で加入・負担してください。

10 応募

- (1) 応募期間 令和7年5月1日（木） から
- (2) 応募方法 下記の必要書類を担当窓口へ提出してください（郵送可）
①所定の応募用紙

②履歴書

③レポート

④免許証の写し（住所が異なる場合は裏面コピー、または住民票の写しが必要）

（３）その他 提出された書類の返却はしません。

11 選 考

（１）第１次選考：履歴書・レポートによる書類選考

（２）１か月の体験研修

（３）第２次選考：体験研修受講者に羽咋市役所で面接を実施

12 担当窓口（書類送付・お問い合わせ先）

羽咋市役所 総務部まちづくり課

電話：0767 -22 -7192

Mail：machi@city.hakui.lg.jp